

住民監査請求の結果の公表

第1 請求人

第2 請求書の提出

平成29年8月14日

第3 請求の内容

1 請求書の内容（原文をそのまま掲載）

① 誰が（請求の対象となる執行機関又は職員）

- * 「群馬県議会の政務活動費が、使途基準に基づいて適正に運用されているか、県民の一人として情報公開請求し検討した結果、自由民主党を請求の対象とします。
- ・ 個別議員＝「関根罔男・岸 善一郎」の「別紙－1・別紙1－②」を希望しますが、会派支給のため個別議員の開示請求は不調でした。

② いつ、どのような財務会計上の行為をしたか（又はしなかったか）

- * 《別紙－3》によると平成10年度より実施されているとのこと。
- ・ 議第四十五号議案（平成25年3月1日）政務活動費（活動補助費）の交通費（自動車の維持管理費）の内訳を求めたが県議会及び議会事務局では現状追認である。
- ・ [知事・議会議長『A』] への回答書『B』のとおりです。

③ それはどのような理由で違法又は不当であるか

- * 『B』における回答の37円について
- ・ これまで国家公務員の旅費に準じて使っていた。県庁職員では、個人の自家用車を公用として使用した際の維持管理費について問い合わせた結果は適切な説明を頂きました。
- ・ にも拘わらずなぜ、平成10年からこれまで「議会（会派）・議員）・議会事務局・行政」のチェックの確認を求めたい。
- ・ 《別紙－1》で計上された「政務活動走行距離（A）×1km当たりの単価＝支払金額は、維持管理費の積み上げ根拠が、示されていません。これで、一層不透明を痛感いたします。

④ その結果、群馬県にどのような損害が生じたか

- * 現状、損害の有無の提示は控えさせていただきます。
- ・ 上記②において政務活動費（活動補助費）の交通費（自動車の維持管理費）の内訳が③の『B』であり積み上げの中身が不透明であり、損害の有無の提示は差し控えさせていただきます。

⑤ 監査委員にどのような措置を講ずることを求めるのか

- * 今後の措置を講ずる以前について申し上げます。
- ・ 全国津々浦々で地方議会において政務活動費の不適切支出が“マスコミ”で取り上げられています。その中で県民・市民が気づきそれぞれの議会に「意見・提言」していることでしょうか。織田沢議長は、議長就任あいさつで『別紙－A』の「はじめに③議会活性化」を“議員・県民”が共通認識を抱き《議長の旗の下》で前進させることをお願いいたしています。
- * 今後の措置を講ずること。
- ・ 政務活動費の支給は、「会派支・個人」支給のいずれであっても《議員あつての会派⇒会派あつての議会⇒議会あつての県民》であることをお忘れに！

- ・「県議会活性化委員会」は県議員が自ら立ち上げている。（県民を公募して欲しい）なぜ、再発が起こるか。議員の背中を県民が見ていることを堂々と見せて行動して欲しい。
- ・社会では「遠くの親戚より近くの他人」⇒議会情報は「最寄の議会より遠くの国会」⇒反転攻勢へのチャレンジを望む。
- ・《行政》は、日常的に縦割り行政と言われていますが、地方議会と議会事務局の関係は、県民サイドから見ると議会事務局は、県議会の（学芸会の補助）的存在と理解されているのが現実であるのではないかと考えます。ここを透明化することが急務と考えます。

2 事実証明書

請求人から提出された事実証明書は、次のとおりである（各事実証明書の表題は、措置請求書末尾に記載された事実証明書目録の記載をそのまま使用した。）。

- ア I 『A』 - 「知事への手紙＝私の提案（県議会議長）」
- イ II 『B』 - 「上記の回答書＝議会事務局総務課長」
- ウ III 《別紙-1》 - 「政務活動費 支払証明書（交通費）」
- エ IV 《別紙1-②》 「政務活動費 会計帳簿」
- オ V 《別紙-2》 - 「自動車燃料消費量統計月報」
- カ VI 《別紙2-②》 「政務活動費 支払証明書（交通費＝対比表）」
- キ VII 《別紙-3》 - 「上毛新聞＝H29. 8. 2」

第4 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、監査委員橋爪洋介及び監査委員星名建市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第5 補正

(1) 補正依頼

本件措置請求については、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうかを判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、平成29年9月4日付けで補正依頼通知を送付したところ、同月6日に請求人から補正書が提出された。

(2) 補正書の内容（当監査委員が補正を求めた事項に対する請求人の回答を要約したもの）

ア 誰に関する措置請求かについて

群馬県議会会派自由民主党代表者織田沢俊幸に関する措置請求である。平成28年4月分の（会派自由民主党の）政務活動費支払証明書（交通費）の証明者だったからである。

イ 群馬県政務活動費における活動補助費（交通費（自動車の維持管理費））の1km当たりの基準単価を37円と規定した根拠例規について

『事実証明書A・B』のとおりであり、群馬県議会事務局総務課長名の回答書（事実証明書『B』）に交通費「燃料費・維持費・減価償却費」のそれぞれの内訳構成が示されていないため、基準単価37円の妥当性及び損害額を検証することはできない。

ウ 群馬県政務活動費における活動補助費（交通費（自動車の維持管理費））の1km当たりの基準単価を37円とすること（又はその支出）がなぜ違法又は不当であるのかについて

イに同じである。

エ 群馬県政務活動費における活動補助費（交通費（自動車の維持管理費））の1km当たりの基準単価を37円とすること（又はその支出）により群馬県にどのような損害が発生し、又は発生するおそれがあるのか及びその損害金額について

イに同じである。

オ 措置請求書の「*今後の措置を講ずること」の記載を群馬県監査委員に求める措置と考えてよいかについて

監査委員に求める措置と考えてよい。

(3) 補正依頼期間の取扱い

監査委員が措置請求書に記載された不明部分を確認するために補正を求めることは、適正な監査の実施に当たり必要不可欠な手順であることから、請求人に対し補正依頼通知を送付した日の翌日（平成29年9月5日）から補正書が提出された日（同月6日）までの期間については、地自法第242条第5項に規定する監査を行う期間（60日）の計算から除外した。

第6 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 判断

本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する請求要件を欠き、不適法であるから、これを却下する。

2 理由

地自法第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）があると認めるとき、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為等により当該普通地方公共団体が被った損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求をする際に必要とされる当該行為等についての違法性又は不当性に関する主張は、当該行為等が具体的な理由によって法令に違反し、又は行政目的上不相当である旨を指摘しなければならない。

本件措置請求において、請求人は、群馬県議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として群馬県議会の各会派に交付される政務活動費のうち、活動補助費（交通費）における1km当たりの基準単価が37円とされていること（以下「本件基準単価」という。）が不当であるとして、これに対する措置として、県民あつての議会であることを忘れず、議員の背中を県民が見ていることを意識して、堂々と行動すること、県議会が県民に身近な存在となるような改革をすること、県議会と議会事務局との関係を透明化すること等を求めているものと解される。

しかしながら、本件基準単価を不当とする理由について、請求人は、議会事務局総務課からその内訳が説明されないため明らかにできない旨を主張するのみであり、本件基準単価が何故違法なのか又は不当なのかを具体的に示しているとは認められない。

よって、本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する請求要件を欠き、不適法といわざるを得ない。

なお、請求人は、本件基準単価により生じる群馬県の損害についても、「損害の有無の提示は控えさせていただきます」として、損害の発生を明らかにしていないから、この点からも却下を免れない。

以上